

## 佐賀県規則第19号

佐賀県総合福祉センター管理規則等の一部を改正する規則  
 (佐賀県総合福祉センター管理規則の一部改正)

**第1条** 佐賀県総合福祉センター管理規則(昭和58年佐賀県規則第1号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(分掌事務)</p> <p><b>第4条</b> 課の分掌事務は、次のとおりとする。この場合において、相談第一課の分掌事務のうち第1号から第7号までに掲げるものの所管区域及び判定課の分掌事務のうち第1号及び第2号に掲げるものの所管区域は唐津市、伊万里市、東松浦郡及び西松浦郡以外の県内全域とし、相談第二課の分掌事務のうち第1号から第3号までに掲げるものの所管区域は唐津市、伊万里市、東松浦郡及び西松浦郡の区域とする。</p> <p>総務課～保護課 略                      地域生活リハビリ課</p> <p>(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号) <u>第5条第18項</u>に規定する特定相談支援事業及び同法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービスを行い、並びにこれらに付随して必要な助言等を行うこと。</p> <p>(2) 略</p>	<p>(分掌事務)</p> <p><b>第4条</b> 課の分掌事務は、次のとおりとする。この場合において、相談第一課の分掌事務のうち第1号から第7号までに掲げるものの所管区域及び判定課の分掌事務のうち第1号及び第2号に掲げるものの所管区域は唐津市、伊万里市、東松浦郡及び西松浦郡以外の県内全域とし、相談第二課の分掌事務のうち第1号から第3号までに掲げるものの所管区域は唐津市、伊万里市、東松浦郡及び西松浦郡の区域とする。</p> <p>総務課～保護課 略                      地域生活リハビリ課</p> <p>(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号) <u>第5条第19項</u>に規定する特定相談支援事業及び同法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービスを行い、並びにこれらに付随して必要な助言等を行うこと。</p> <p>(2) 略</p>

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部改正)

**第2条** 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則(平成18年佐賀県規則第31号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p><b>様式第8号</b> (第5条関係)</p>	<p><b>様式第8号</b> (第5条関係)</p>

改正前	改正後
<p>略 (別紙) 略 1～8 略 9 「事業の用に供する施設」欄は、障害福祉サービス事業（療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援（施設を必要とする障害福祉サービスに係るものに限る。）、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援に限る。）、地域活動支援センターを運営する事業、福祉ホームを運営する事業のみ記載すること。また、同欄中「種類」の欄は、短期入所事業についてのみ記載すること。 10・11 略</p>	<p>略 (別紙) 略 1～8 略 9 「事業の用に供する施設」欄は、障害福祉サービス事業（療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援（施設を必要とする障害福祉サービスに係るものに限る。）、自立訓練、<u>就労選択支援</u>、就労移行支援、就労継続支援に限る。）、地域活動支援センターを運営する事業、福祉ホームを運営する事業のみ記載すること。また、同欄中「種類」の欄は、短期入所事業についてのみ記載すること。 10・11 略</p>

(佐賀県立地域生活リハビリセンター管理規則の一部改正)

**第3条** 佐賀県立地域生活リハビリセンター管理規則（平成23年佐賀県規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(利用者及び利用定員) <b>第6条</b> 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）<u>第5条第1項</u>に規定する自立訓練（以下「自立訓練」という。）を受けることができる者は、条例第1条の2に規定する者で自立訓練に係る法第19条の規定による市町村の介護給付費等を支給する旨の決定を受けたものとする。 2 法第5条第18項に規定する特定相談支援事業を受けることができる者は、条例第1条の2に規定する者で法第51条の17第1項に規定する計画相談支援事業対象障害者等とする。</p>	<p>(利用者及び利用定員) <b>第6条</b> 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）<u>第5条第12項</u>に規定する自立訓練（以下「自立訓練」という。）を受けることができる者は、条例第1条の2に規定する者で自立訓練に係る法第19条の規定による市町村の介護給付費等を支給する旨の決定を受けたものとする。 2 法第5条第19項に規定する特定相談支援事業を受けることができる者は、条例第1条の2に規定する者で法第51条の17第1項に規定する計画相談支援事業対象障害者等とする。</p>

改正前	改正後
3 略	3 略

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第2条の規定による改正前の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則に規定する様式による用紙は、当該用紙が残存する間、所要の調整をして使用することができる。